

# 狩獵免許更新講習 資料集②

## 關係法令

環境省自然環境局  
野生生物課 鳥獸保護管理室

# 更新講習科目

## (ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令

(i) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び同法に基づく環境省告示並びに都道府県の告示及び同法に関する都道府県の条例、規則、告示

(ii) 絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律中の鳥獣又は狩猟に関する事項

## (イ) 鳥獣の判別

狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の形態、生態、識別の概要

## (ウ) 猟具の取扱い

(i) 網及びわなの種類、構造及び装置方法の概要並びに使用上の注意事項

(ii) 使用禁止の猟具と法定猟具の区別

(iii) 銃器の種類、構造及び威力の概要

(iv) 銃器の操作方法並びに保管、携帯及び運搬の要領

(v) 事故防止の注意事項

## (エ) 鳥獣の保護及び管理に関する知識

(i) 鳥獣の保護及び管理（個体群管理、被害防除対策、生息環境管理）の概要

(ii) 錯誤捕獲の防止

(iii) 鉛弾による汚染の防止（非鉛弾の取扱い上の留意点）

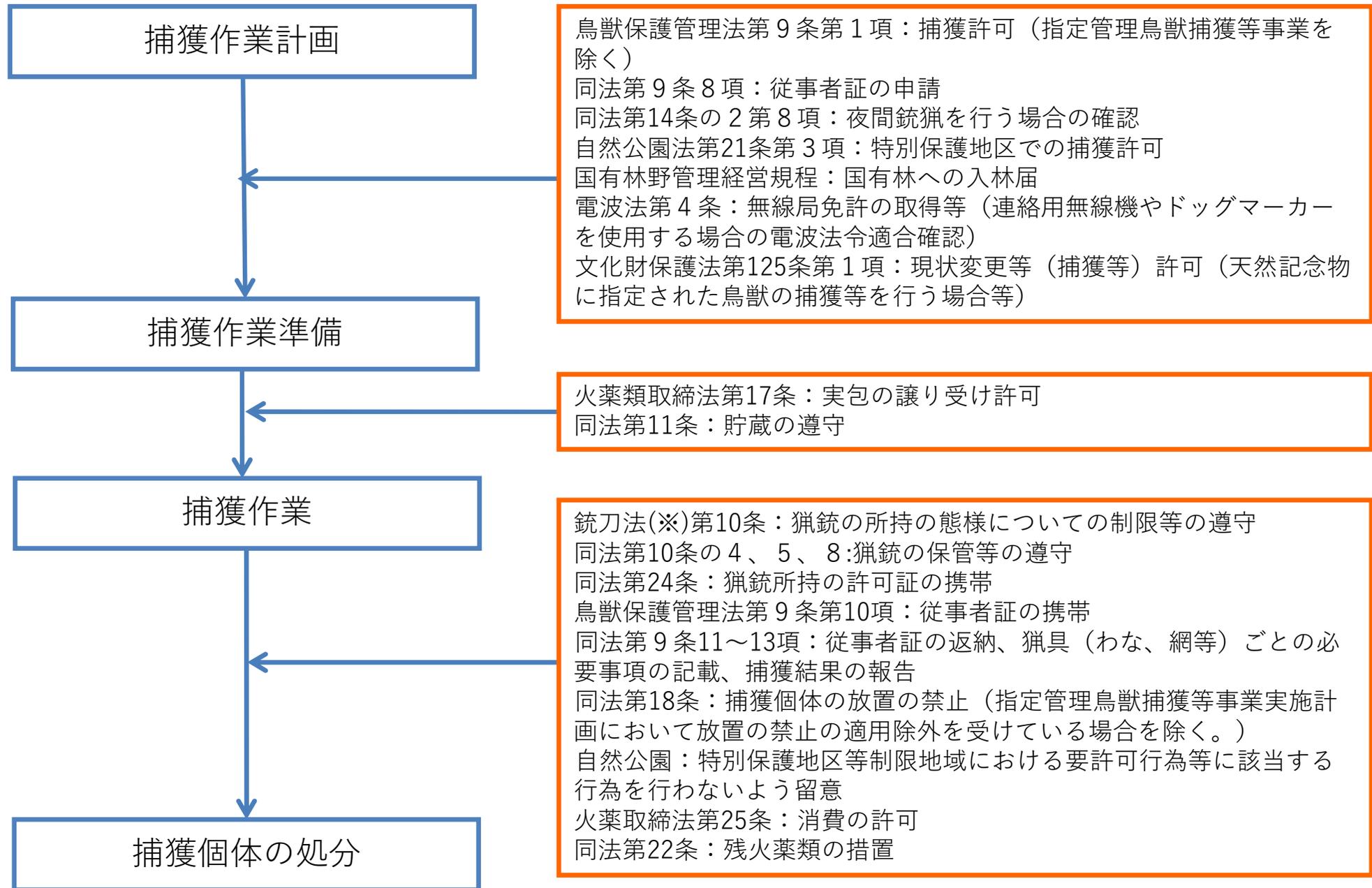
(iv) 人獣共通感染症の予防

(v) 外来生物対策

# 関係法令の概論

1. 銃刀法
2. 火薬類取締法
3. 鳥獣被害防止特措法
4. 外来生物法
5. 自然公園法・自然環境保全法
6. 森林関係法令
7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
8. 文化財保護法
9. 動物愛護管理法
10. 電波法
11. 種の保存法

# 捕獲作業に係る法令



# 銃刀法（1）

銃刀法（銃砲刀剣類所持等取締法）は、銃砲や刀剣等の危害を予防するために、銃砲の所持許可等の規制について定めた法律。

## ○ 所持の態様の制限（法第10条）

- ・ 所持許可を受けた銃は、所持許可証に記載された用途に使用する場合又は正当な理由がある場合でなければ携帯、運搬することはできない。
- ・ 「正当な理由がある場合」とは修理、売買のため等、猟銃・空気銃を携帯又は運搬することが一般に正当な理由があると認められる場合をいう。
- ・ 銃を携帯、運搬する場合は、事故防止のため銃に覆いをかぶせるか容器に入れなければならない。
- ・ また、用途に従って射撃する場合以外は、銃に実包、空砲又は金属性弾丸を装填してはならない。
- ・ 銃を発射する場合には、あらかじめ周囲を確認する等、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように注意しなければならない。

# 銃刀法（2）

## ○ 銃砲等の保管（法第10条の4）

通常年1回猟銃・空気銃の所持者は、公安委員会からの通知により、当該銃砲若しくは許可証又は実包の所持状況を記載した帳簿を指定された警察署、交番等に自ら持参し、許可された用途か、各種手続きを行っているか、警察職員の検査を受けなければならない。

## ○ 帳簿の記載と保存（法第10条の5の2）

- ・ 猟銃の所持の許可を受けた者は、実包の管理状況を記録する帳簿を備えておき、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、それぞれに実包の種類・数量、行為の年月日、相手がいる場合は相手方の住所・氏名を帳簿に記載しなければならない。
- ・ また、最終の記載をした日から3年間、帳簿は保存しなければならない。
- ・ また、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、帳簿に射撃場のレシートや射票等消費の数量を証明する書面を添付する。

# 銃刀法（3）

## ○ 射撃技能の維持向上（法第10条の2）

猟銃による危害の発生を予防するため、射撃技能を維持向上させるよう努めることが求められる。

## ○ 都道府県公安委員会の検査等（法第10条の6、法第13条、法第13条の2）

通常年1回猟銃・空気銃の所持者は、公安委員会からの通知により、当該銃砲若しくは許可証又は実包の所持状況を記載した帳簿を指定された警察署、交番等に自ら持参し、許可された用途か、各種手続きを行っているか、警察職員の検査を受けなければならない。

# 火薬類取締法（1）

銃砲に使われる実包（散弾）等の火薬類に関する危険等を予防するために、それらの譲渡、譲受、貯蔵、消費等に関する規制について定めた法律（猟銃用火薬類に関しては、譲受、譲渡、輸入、消費する場合は公安委員会の許可を受けることになる）。

## ○ 猟銃用火薬類の譲渡又は譲受（法第17条）

- ・ 火薬類の譲渡譲受には、都道府県公安委員会の許可を受ける必要がある。ただし、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可捕獲、同法第14条の2の指定管理鳥獣捕獲等事業又は登録狩猟は、許可等の有効期間につき、一定の数量を無許可で譲り受けることができる。

# 火薬類取締法（2）

## ○ 猟銃用火薬類の貯蔵（法第11条）

都道府県知事が設置許可した火薬庫で火薬類を貯蔵しなければならないが、実包と空包の合計800個以下、銃用雷管2,000個以下、火薬5キログラム以下は火薬庫外の（自宅等の）堅固な施設できる設備に貯蔵することができる。

## ○ 猟銃用火薬類の消費（法第25条）

猟銃用火薬類を消費する場合は都道府県公安委員会の許可が必要である。ただし、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可捕獲又は登録狩猟では、鳥獣の捕獲又は駆除のために1日に実包と空包の合計100個以下、猟銃の所持許可を受けた者が射撃練習のために1日に実包と空包の合計400個以下又は鳥獣の駆逐のために1日に空包100個以下を消費する場合等は許可不要となるが、それ以上消費する場合は許可が必要。

# 火薬類取締法（3）

## ○ 残火薬類の措置（法第22条）

猟銃用火薬類等を所持する者が、消費することを要しなくなった場合又は消費の許可が取り消された場合に残火薬類があるときは譲渡又は廃棄が必要である。

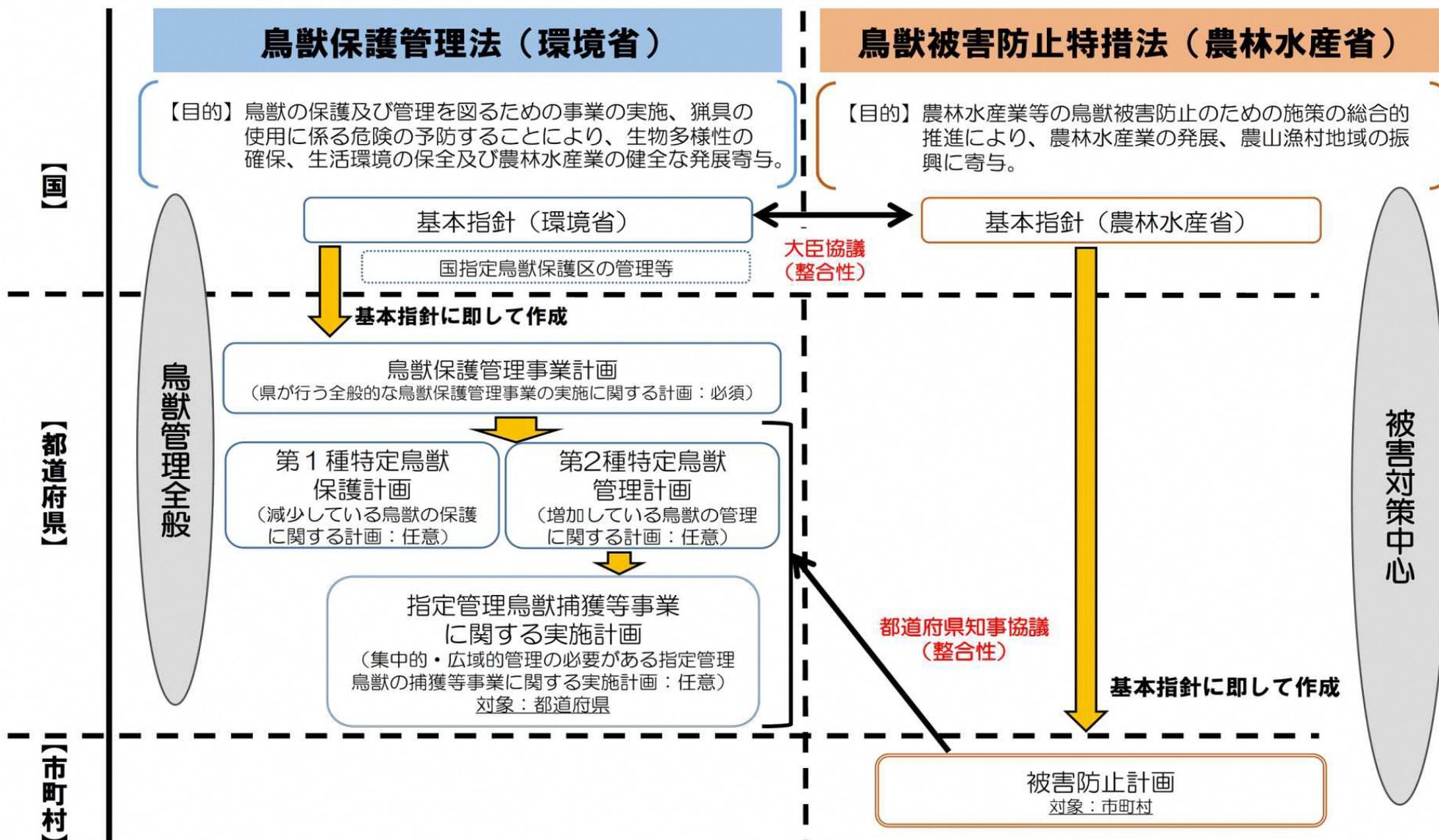
## ○ 運搬（法第20条）

運搬方法等については、様々な規制をそれぞれ遵守すること。いずれも盗難及び紛失に注意する。郵送は全面的に禁止されている。

# 鳥獣被害防止特措法

## 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法との連携

○ 鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が連携して実施しており、鳥獣保護管理法は生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るための全般的な役割を果たし、鳥獣被害防止特措法は農林水産業被害対策が中心となっている。



# 外来生物法

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するための法律。

- 特定外来生物（生きているものに限る）は飼養等（飼養、保管、運搬）が原則禁止される。
- 外来生物法に基づく下記の防除に係る飼養等については、飼養等の禁止の適用除外。
  - ・ 自ら公示を行った範囲で国及び都道府県が行う防除
  - ・ 環境大臣の確認を受けた市町村による防除
  - ・ 環境大臣が認定した者（民間団体等）が行う防除
- 上記の防除に係る捕獲等は鳥獣保護管理法第3章（第15条を除く）、第4章（第35条、第36条及び第38条を除く）及び第5章の適用を受けない。

※第15条、第35条、第36条及び第38条の規定は、適正な方法による防除を行うことができると認められる場合として環境大臣が告示で定めた場合のみ、適用除外となる。

- 鳥獣保護管理法の許可捕獲、登録狩猟等で捕獲した特定外来生物を処分するための一時的な保管又は運搬は、外来生物法の飼養等の禁止の適用除外。

# 自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するための法律。

## ○ 自然公園の種類

名称	指定対象	指定	管理	公園数	公園面積
国立公園	日本を代表する自然の大風景地	環境大臣	環境大臣	34	約2.19万km <sup>2</sup>
国定公園	国立公園に準ずる自然の大風景地	環境大臣	都道府県知事	56	約1.41万km <sup>2</sup>
都道府県立自然公園	都道府県を代表する自然の風景地	都道府県知事	都道府県知事	311	約1.97万km <sup>2</sup>

## ○ 自然公園法の制限行為

- ・ 特別保護地区内の動物の捕獲等の行為を規制。  
(国立公園は環境大臣、国定公園は都道府県知事の別途許可が必要)



# 自然環境保全法

自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進するための法律。

## ○自然環境保全地域の種類

名称	指定	地域数	区域面積
原生自然環境保全地域	環境大臣	5	約5.6km <sup>2</sup>
自然環境保全地域	環境大臣	10	約225km <sup>2</sup>
都道府県自然環境保全地域	都道府県知事	546	約774km <sup>2</sup>

## ○自然環境保全法の制限行為

- ・ 自然環境保全法に基づく制限行為として、原生自然環境保全地域内の動物の捕獲等の行為が規制されている。

# 森林関係法令

## ○ 森林法

- ・ 森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とした法律。
- ・ 森林所有者の許可等なく木材の伐採等を行わないよう留意。
- ・ 保安林内の立木の伐採等の行為が規制。  
(都道府県知事の許可が必要)

## ○ 国有林野管理経営規程

- ・ 国有林野に入林するときは、管轄する森林管理署等へ入林届を提出することが必要。
- ・ 国有林野内では、伐採作業や治山工事等のために多くの人が入林していることから、事故防止のため立入禁止区域を設定している場合があります。森林管理署等で配布している最新の立入禁止区域図で立入禁止区域を確認し遵守するとともに、安全確保のため森林管理署等の指示に従うこと。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

- ・ 法第16条において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされている。
- ・ ただし、鳥獣保護管理法に従い、生態系に影響を与えないような適切な方法で、捕獲等をした場所に埋設された捕獲物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で禁止している不法投棄には該当しない。
- ・ しかし、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、同法第19条の4に規定する措置命令の対象となる。

# 文化財保護法

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律。

- ・ ニホンカモシカや下北半島のサル等は、文化財保護法に基づく特別天然記念物又は天然記念物に指定され、捕獲等については、現状変更についての文化庁長官の許可が必要となる。
- ・ 許可の申請を行う場合は、都道府県の教育委員会（当該天然記念物が指定都市の区域内に存する場合は当該指定都市の教育委員会）に相談すること。なお、許可の申請を行う場合は、市町村教育委員会にも相談すること。
- ・ その他、地方自治体が指定する天然記念物等もあり、同様の制限がありますので、詳細は各地方自治体に問い合わせのこと。

# 動物愛護管理法

動物の愛護と動物の適切な管理（危害や迷惑の防止等）を目的とした法律。

- ・対象動物は、家庭動物、展示動物、産業動物（畜産動物）、実験動物等の人の飼養に係る動物。
- ・狩猟において猟犬を用いる場合、飼い主は、人や他の飼育動物に危害を加えないように管理をすること、マイクロチップ等の所有明示措置を講じること、最期まで責任を持って飼育（終生飼養）すること等が必要になる。また、猟犬を狩猟場に置いてくる行為は、動物愛護管理法の遺棄（罰金100万円以下）となる可能性がある。

# 電波法

電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とした法律。

- ・ 業務上で使用する連絡用無線機は、デジタル簡易無線（登録局）を推奨する。デジタル簡易無線は、無線局の登録により使用でき、操作するための無線従事者資格は不要である。アマチュア無線は、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う通信等で使用され、指定管理鳥獣捕獲等事業等の業務では使用できない。
- ・ また、狩猟犬やわな等に設置する発信器（ドッグマーカ一等）は、電波法に定める技術基準に適合するマーク「技適マーク」の付いた無線設備を使用する。

# 種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

## 「種の保存法」に基づく規制

「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種は、捕獲・採取・損傷などが原則として禁止されています。

**捕獲・採取・損傷**

譲渡し等（あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる等）や譲渡し等を目的とした広告・陳列も原則として禁止されます。

**譲渡しや譲渡しを目的とした  
広告・陳列**

## 罰則

捕獲等や譲渡し等の  
規制に違反した場合、

**個人の場合**

**5年以下の懲役もしくは  
500万円以下の罰金またはその両方**

**法人の場合**

**1億円以下の罰金**

# 種の保存法の対象種

## 種の保存法対象種のうち、哺乳類、鳥類の一覧(2023年3月)

### 哺乳類 (15種)

▼ ネコ科		
ツシヤママネコ	<i>Prionailurus bengalensis euphilus</i>	○
イリオモテヤママネコ	<i>Prionailurus bengalensis iriomotensis</i>	○
▼ オオコウモリ科		
ダイトウオオコウモリ	<i>Pteropus dasymallus daihoensis</i>	
エラブオオコウモリ	<i>Pteropus dasymallus dasymallus</i>	
オガサワラオオコウモリ	<i>Pteropus psalophon</i>	○
▼ キクガシラコウモリ科		
オリコキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus cornutus orii</i>	
オキナワコキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus pumilus pumilus</i>	
▼ ヒナコウモリ科		
リュウキュウヒナガコウモリ	<i>Miniopterus fuscus</i>	
リュウキュウテングコウモリ	<i>Murina ryukyuana</i>	
ヤンバルホオヒゲコウモリ	<i>Myotis yanbarensis</i>	
▼ ウサギ科		
アマミノクロウサギ	<i>Pentalagus furnessi</i>	○
▼ ネズミ科		
ケナガネズミ	<i>Diplothrix legata</i>	
オキナワトゲネズミ	<i>Tokudaia muenninki</i>	
アマミトゲネズミ	<i>Tokudaia osimensis</i>	
トクノシマトゲネズミ	<i>Tokudaia tokunoshimensis</i>	

### 鳥類 (45種)

▼ カモ科		
☆シジュウカラガン	<i>Branta hutchinsii leucopareia</i>	
▼ ウミスズメ科		
☆エトビリカ	<i>Fratrula cincta</i>	○
☆ウミガラス	<i>Uria aalge inornata</i>	○
▼ シギ科		
☆ハラシギ	<i>Eurynorhynchus pygmaeus</i>	
☆アマミヤマシギ	<i>Scolopax mira</i>	○
☆カラフトアオアシシギ	<i>Tringa gutifer</i>	
▼ コウノトリ科		
☆コウノトリ	<i>Ciconia boyciana</i>	
▼ トキ科		
☆トキ	<i>Nipponia nippon</i>	○
☆クロツラヘラサギ	<i>Platalea minor</i>	
▼ ハト科		
☆キンバト	<i>Chalcophaps indica jamaesinai</i>	
☆アカガシラカラスバト	<i>Columba janthina nilens</i>	○
☆ヨナグニカラスバト	<i>Columba janthina stejnegeri</i>	
▼ タカ科		
☆イヌワシ	<i>Aquila chrysaetos japonica</i>	○
☆オガサワラノスリ	<i>Buteo buteo toyoshimai</i>	
☆チュウヒ	<i>Circus spilonotus spilonotus</i>	
☆オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i>	○
☆オオワシ	<i>Haliaeetus pelagicus</i>	○
☆クマタカ	<i>Nisetus nipalensis orientalis</i>	

☆カンムリワシ	<i>Scolopax caeleo perplexus</i>	
▼ ハヤブサ科		
☆ハヤブサ	<i>Falco peregrinus japonensis</i>	
▼ キジ科		
☆ライチョウ	<i>Lagopus muta japonica</i>	○
▼ ツル科		
☆タンチョウ	<i>Grus japonensis</i>	○
▼ ホオジロ科		
☆シマアオジ	<i>Emberiza aureola ornata</i>	
▼ クイナ科		
☆シマクイナ	<i>Columbicops eximialis</i>	
☆ヤンバルクイナ	<i>Gallinula okinawa</i>	○
▼ アトリ科		
☆オガサワラカワラヒワ	<i>Chalcis sinica kititzi</i>	○
▼ ミツスイ科		
☆ハバジメメグロ	<i>Apalopteron familiare hahajima</i>	
▼ モズ科		
☆アカモズ	<i>Lanius cristatus superciliosus</i>	
▼ ヒタキ科		
☆オオセッカ	<i>Locustella pryeri pryeri</i>	
☆アカヒゲ	<i>Luscinia komadori komadori</i>	
☆ホントウアカヒゲ	<i>Luscinia komadori namiyei</i>	
☆アカコッコ	<i>Turdus celestis</i>	
☆オオトラツグミ	<i>Zoothra dauma major</i>	○
▼ ヤイロチョウ科		
☆ヤイロチョウ	<i>Pitta nympha</i>	
▼ ウ科		
☆チシマウガラス	<i>Phalacrocorax urile</i>	
▼ サギ科		
☆オオヨシゴイ	<i>Irbisyrchus eurythmus</i>	
▼ キツツキ科		
☆オーストンオオアカガラ	<i>Dendrocoptes leucotis erstoni</i>	
☆ミユビガラ	<i>Picoides tridactylus inouyei</i>	
☆ノグチガラ	<i>Sapheopipo noguei</i>	○
▼ アホウドリ科		
☆アホウドリ	<i>Phoebastria abalrus</i>	○
▼ ウミツバメ科		
☆クロコシジロウミツバメ	<i>Oceanodroma castro</i>	
▼ ミズナギドリ科		
☆オガサワラヒメミズナギドリ	<i>Puffinus bryani</i>	
☆セグロミズナギドリ	<i>Puffinus bennetti bannermani</i>	
▼ フクロウ科		
☆ワシミミズク	<i>Bubo buto borissaei</i>	
☆シマフクロウ	<i>Keops blakistoni blakistoni</i>	○

☆ 卵・種子の採取が規制されている種

○ 保護増殖事業対象種

国内希少野生動植物種の一覧は、下記のウェブページにも掲載しています。

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

